

農作物渇水対策緊急支援事業のお知らせ

令和7年6月からの少雨による水不足対策として、農作物用に配置したポンプ等の購入・借り上げ（リース）などに要した経費、及びこれらの運転に要した経費の一部について支援します。

【補助対象者】

市内の農業者、農業法人、農業団体等で、水稻にあっては作付面積が30a以上の者

【対象作物】

水稻、販売を目的とした園芸作物

【対象経費】

- ①ポンプの購入費（更新は対象外）又は借り上げ料（散水車等を含む）
※発電機の借り上げは、ポンプとセットで借り入れた場合に限る
- ②排水ホース、タンク（300ℓ以上）の購入費
- ③ポンプ及び発電機（ポンプの運転に要したものに限り）の運転に要した燃料費、光熱費
- ④その他、用水確保のために必要な経費で市長が特に認めたもの

【対象期間】

令和7年7月15日から当面の間

【補助金額】

対象経費総額（消費税を除く）の1/2以内で補助金額の上限は10万円とする。（法人、団体等は20万円）

ただし、③にかかる経費については補助金額の上限を5万円とする。（法人、団体等は10万円）

※対象経費総額が10,000円を超えない場合は交付対象外

※補助金額は1,000円未満の端数は切り捨て

【申し込み方法】

令和7年10月31日（金）までに、申請書を由利本荘市産業振興部農業振興課、または、各総合支所産業建設課へ提出してください。

※申請書は近日中に市ホームページへ掲載するほか、提出先でも配布いたします。

※受付は8月18日（月）から

【添付書類】

○対象経費①の場合

・購入品

納品書、請求書又は領収書、購入機械の写真、設置する農地の位置図、使用日時がわかる書類（作業日誌等）

・借り上げ

契約書、請求書又は領収書、設置する農地の位置図、使用日時がわかる書類（作業日誌等）

○対象経費②又は③の場合

請求書又は領収書、ポンプ等により取水した前後の状況がわかる写真等、位置図

○対象経費①～④共通

補助金振込先口座の写し

※後日、申請内容確認のため現地確認や聞き取りを行う場合があります。

【お問い合わせ】

由利本荘市

産業振興部農業振興課

TEL：24-6353

FAX：22-5107